

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位授与事業に関する不利益処分に係る聴聞手続規則

平成30年3月13日

規則第2号

(趣旨)

第1条 学位授与事業の実施に関し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の長（以下「機構長」という。）が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号。）を準用するもののほか、この規則の定めるところによる。

2 聴聞の手続きに関し、この規則に規定する事項について、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(聴聞の通知の方式)

第2条 機構長は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる関係規則の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 機構長は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに機構長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を機構の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から14日間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の期日の変更)

第3条 機構長が前条第1項の通知（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合には、機構長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

- 2 機構長は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。
- 3 機構長は、前項の規定により聴聞の期日の変更をしたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時点までに第5条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(代理人)

第4条 当事者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を機構長に届け出なければならない。

(参加人)

第5条 第9条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分根拠となる規則に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第6条 前条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の14日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者は、その参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧)

第7条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第8条並びに第19条第3項において「当事者等」という。）は、聴

聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、機構長に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、機構長は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 機構長は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 前条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を機構長に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

- 2 機構長は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、機構長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。
- 3 機構長は、聴聞の期日における審査の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（前条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指名し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、第17条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(聴聞の主宰)

第9条 聴聞は、機構長が指名する職員その他別に定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - 一 当該聴聞の当事者又は参加人
 - 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 三 第1号に規定する者の代理人又は第11条第3項に規定する補佐人
 - 四 前3号に規定する者であった者
 - 五 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 六 参加人以外の関係人

(主宰者の指名の手続)

第10条 前条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

る。

- 2 主宰者が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、機構長は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第11条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、機構の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て機構の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は機構の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、機構が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(補佐人の出頭許可の手続)

- 第12条 前条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の7日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、第17条第2項(第22条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。
- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

- 第13条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第14条 機構長は、第11条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において当事者及び参加人（その時まで第5条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書等の提出)

- 第15条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(陳述書の提出の方法等)

第16条 前条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(続行期日の指定)

- 第17条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第2条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から14日間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から14日間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第18条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、

かつ、第15条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第15条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第19条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに機構長に提出しなければならない。

- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第20条 前条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- 一 聴聞の件名
- 二 聴聞の期日及び場所
- 三 主宰者の氏名及び職名
- 四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに機構の職員
- 五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- 六 当事者等及び機構の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）
- 七 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 第19条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印をしなければならない。

- 一 次号の主張に理由があるかどうかについての意見
- 二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- 三 第1号の意見に至った理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第21条 第19条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする第20条の調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前であつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては機構長に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は機構長は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(聴聞の再開)

第22条 機構長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、第19条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第17条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第23条 機構長は、不利益処分の決定をするときは、第19条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(その他)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月13日から施行する。